

[事案 2023-184] 入院給付金支払等請求

・令和6年3月22日 裁定打切り

<事案の概要>

重大事由により契約を解除され、入院一時金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年3月に回転性めまいにより15日間入院（入院①）したため、令和3年4月に契約した医療保険（契約者は法人、被保険者は代表取締役）にもとづき、入院一時金を受領した後、令和4年7月に末梢性めまい症により9日間入院（入院②）したため、入院一時金を請求したところ、約款上の重大事由（入院一時金の過大付保）に該当するとして、契約が解除され入院一時金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、契約解除を取り消して、入院一時金を支払ってほしい。

(1)他社を含め複数の医療保険に加入した理由は、ひとりで会社をやっていたのと、コロナが流行していて不安なことが多かったため、自分が病気になったときに生活ができるように加入したものである。

(2)末梢性めまい症と、急性大腸炎が原因の回転性めまい症は、全く違うめまいの症状である。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)申立人は、令和4年8月時点で、自身を被保険者とする複数の医療保険に加入しており、申立人にかかる入院給付金額は著しく過大であるため、当社は、本契約について重大事由により解除した。

(2)回転性めまい症と末梢性めまい症は、同一かまたは医学上重要な関係がある疾病であり、かつ、入院②は入院①から180日以内の入院であることから、入院一時金の支払いには応じられない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることにした。

(1)保険会社は、令和4年8月時点で、申立人を被保険者とする医療保険が複数契約されていて、申立人にかかる入院給付金額が著しく過大であるため、本契約および特約の約款にもとづき解除した旨を主張している。

(2)仮に、保険会社の主張が事実であるとすれば、特約約款上の「他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる一時金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合」、および、本契約約款上の「会社の保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前4号（省略）に掲げる事由と同等の事由がある場合」に該当する可能性があることは否定できない。

- (3) かしながら、保険契約の重大事由解除が有効であるか否かを判断するためには、上記の事情に加えて、契約者の収入および生活状況、申立人が支払う保険料の合計額、他契約の給付金の支払履歴およびその原因や支払われた給付金の妥当性、各契約の加入の状況・経緯・動機等の事情を総合的に勘案して判断しなければならない。
- (4) これらの事情を明らかにするためには、第三者に対する文書送付嘱託または文書提出命令、契約者・被保険者およびその周囲の第三者への尋問等の手続が必要となるが、裁定審査会は裁判外紛争処理機関であり、このような手続を持たないことから、上記の点について明らかにすることは困難であると言わざるを得ない。